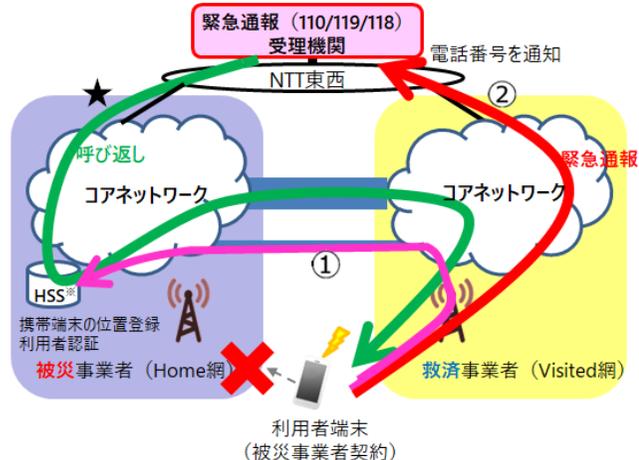


通信の秘密・個人情報の扱いについての整理

令和7年9月18日

非常時における事業者間ローミング等に関する
検討作業班 事務局

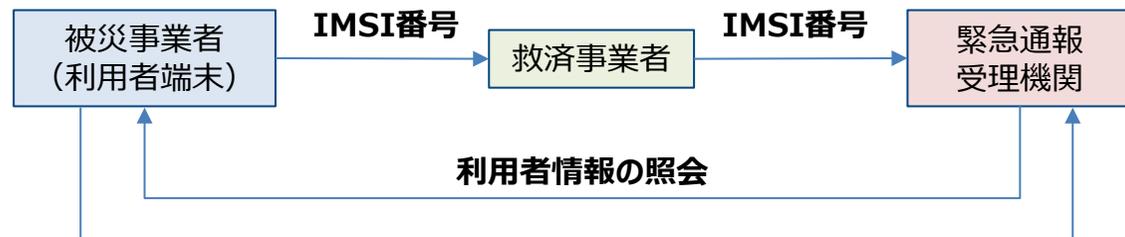
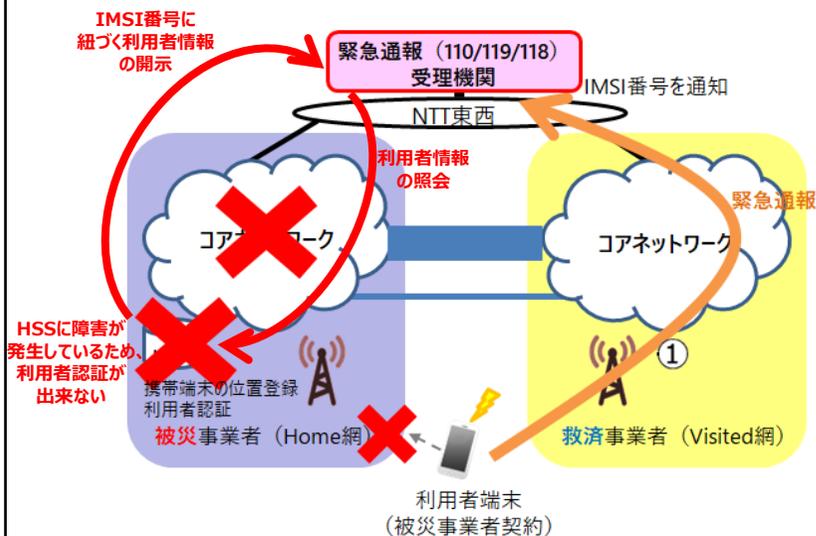
【論点】フルローミング方式については、既存の端末のうち一部の端末において、**184や186等の非通知番号（通知番号）を付与した発信を行った場合、緊急呼発信が不可となること**



- ※1 被災事業者のコアネットワークには障害が発生しておらず、利用者認証・位置登録データベース（HSS）が利用可能のため、発信者（利用者）の電話番号が把握可能。
- ※2 184や186等の非通知番号/通知番号を付与した緊急呼発信ができないため、必ず電話番号が提供される。

	問題の所在	整理（骨子）	対応方針
通秘	電話番号は通信の秘密に係る情報であるところ、これを受信者である緊急通報受理機関に通知することは、通秘の侵害に当たる可能性がある。	有効な同意 > 改定後の約款について包括同意を取得し、上記論点について周知した上で、利用者が非常時ローミングを利用する場合、電話番号を通知することについて有効な同意があるから、電話番号を秘密にする意思がないと認められ、通信の秘密の侵害に当たらない。	企業：契約約款を変更し、周知 総務省：次期報告書へ記載、電気通信事業GLの改正
個人情報	発信者番号が緊急通報受理機関に通知※される場合、個人データ及び個人関連情報の第三者提供にあたる。 ※①「被災事業者」から「救済事業者」への個人情報の「提供」、 ※②「救済事業者」から「緊急通報受理機関」への個人関連情報の「提供」	架電による同意 > 合理的かつ適切な方法により約款の文言を改定し、周知した場合において、本人が非通知番号（184番）を付加せず架電したとき、黙示の同意が認められる。	企業：契約約款を変更し、周知 総務省：次期報告書へ記載

【論点】緊急通報発信のみ方式（認証なし）のローミングを実施する場合、IMSI番号を緊急通報受理機関へ通知することとなるところ、当該機関から被救済事業者に対して、IMSI番号を基に利用者情報照会を行う際、発信者本人以外の利用者の情報を開示してしまう可能性がある。



IMSI番号に紐づく利用者情報の開示

不正IMSI等による誤情報開示の可能性あり

	問題の所在	整理 (骨子)	対応方針
通秘			
個人情報等	<p>①被救済事業者が、IMSI番号と紐づく利用者の情報を提供する場合、個人情報の第三者提供にあたる。</p> <p>②また、利用者情報を緊急通報受理機関へ通知することは特定利用者情報の「漏えい」にあたる。</p>	<p>① 例外規定に基づく提供 > 基本的に個人情報保護法第27条第1項第2号又は第4号に該当する</p> <p>② 情報取扱方針への記載 > 明確に情報取扱方針に記載している場合は「漏えい」に該当しない</p>	<p>企業：契約約款を変更し、周知、情報取扱方針への記載</p> <p>総務省：次期報告書へ記載</p>